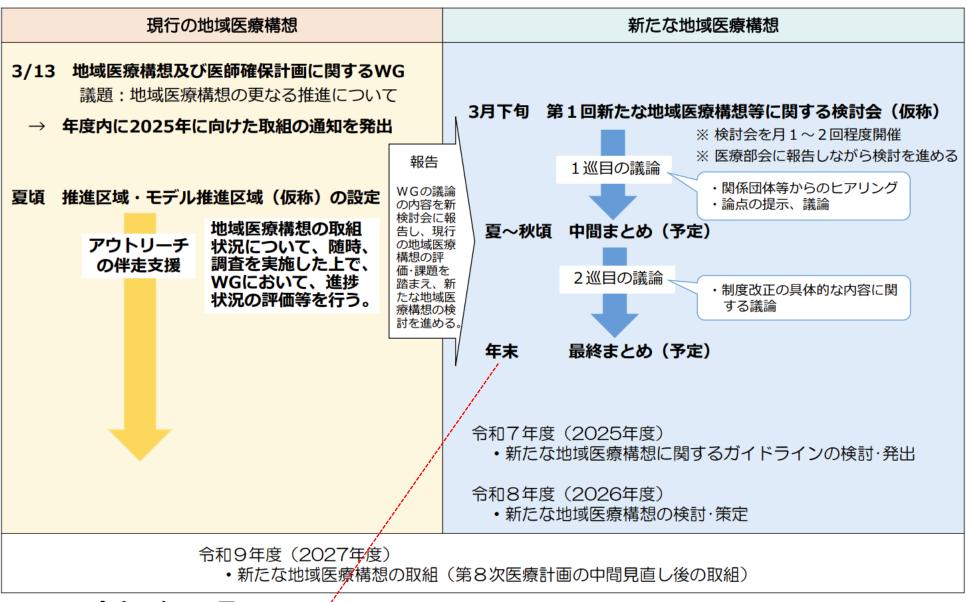
資料3

令和7(2025)年3月24日(月)

新たな地域医療構想について

令和7(2025)年3月24日 栃木県 保健福祉部 医療政策課

新たな地域医療構想について



新たな地域医療構想に関するとりまとめの概要

※令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会とりまとめより作成

医療提供体制の現状と目指すべき方向性

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

- 「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
- 外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

新たな地域医療構想

(1) 基本的な考え方

- ・2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めた あるべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進 (将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等)
- 新たな構想は27年度から順次開始(25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等)
- 新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな 構想に即して具体的な取組を進める

(2) 病床機能・医療機関機能

- ① 病床機能
- ・ <u>これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性</u> 期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ
- ② 医療機関機能報告 (医療機関から都道府県への報告)
- 構想区域ごと(高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能)、広域な観点(医育及び広域診療機能)で確保すべき機能や今後の方向性等を報告
- ③ 構想区域・協議の場
- ・必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で 協議(議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議)

(3) 地域医療介護総合確保基金

• 医療機関機能に着目した取組の支援を追加

(4) 都道府県知事の権限

- ① 医療機関機能の確保(実態に合わない報告見直しの求め)
- ② 基準病床数と必要病床数の整合性の確保等
- 必要病床数を超えた増床等の場合は調整会議で認められた場合 に許可
- ・既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める

(5)国・都道府県・市町村の役割

- ① 国(厚労大臣)の責務・支援を明確化 (目指す方向性・データ等提供)
- ② 都道府県の取組の見える化、調整会議で調った事項の実施に努める
- ③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用

(6) 新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

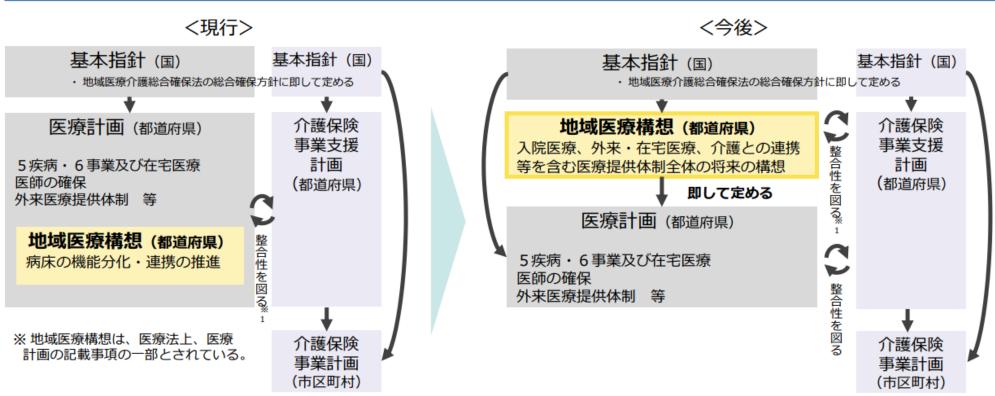
• 精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする

「具体的な内容は、法律改正後に施行に向けて、必要な関係者で議論する必要があり、 精神医療に係る施行には十分な期間を設けることが適当である。」とされている。

新たな地域医療構想と医療計画の関係の整理(案)

参考:新たな地域医療構想等に 関する検討会 資料

- 新たな地域医療構想について、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等も含めた医療提供体制全体の地域医療構想とする方向で検討を行っており、地域医療構想と医療計画の関係の整理を行うこととしてはどうか。
 - 新たな地域医療構想について、医療計画の記載事項の一つではなく、地域の医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性を定めるとともに、医療機関機能に着目した医療機関の機能分化・連携、病床の機能分化・連携等を定めるものとする。新たな地域医療構想においても、介護保険事業支援計画等の関係する計画との整合性を図る。
 - 医療計画について、地域医療構想の6年間(一部3年間)の実行計画として、新たな地域医療構想に即して、 5疾病・6事業及び在宅医療、医師確保、外来医療等に関する具体的な取組を定めるものとする。



※1 地域医療介護総合確保法の都道府県計画、感染症法の予防計画、 新型インフルエンザ等特措法の都道府県行動計画とも整合性を図る。 ※1 地域医療介護総合確保法の都道府県計画、感染症法の予防計画、 新型インフルエンザ等特措法の都道府県行動計画とも整合性を図る。

新たな地域医療構想の記載事項(案)

参考:新たな地域医療構想等に 関する検討会 資料

- 現行の地域医療構想は将来の病床数の必要量、病床の機能分化・連携の推進に関する取組等を定めるものであるが、新たな地域医療構想においては、これらに加えて、地域の医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性、将来の医療機関機能の確保のあり方、医療機関の機能分化・連携の推進に関する取組等を定めることとしてはどうか。
- ※ 具体的な記載内容等はガイドラインで検討

現行の地域医療構想の主な記載事項

- 構想区域における将来の病床数の必要量
- 地域医療構想の達成に向けた病床の 機能分化・連携の推進に関する取組
- 病床機能の情報提供の推進

新たな地域医療構想の主な記載事項(案)

- **地域の医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性**
- ※ 入院医療、外来医療、在宅医療、介護との連携、人材確保等を含む医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性
- <u>構想区域における将来の医療機関機能の確保のあり方</u>
- 構想区域における将来の病床数の必要量
- <u>地域医療構想の達成に向けた医療機関の機能分化・連携</u> <u>の推進に関する取組</u>
- 地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携の推 進に関する取組
- 医療機関機能の情報提供の推進
- 病床機能の情報提供の推進
- ※ 具体的な記載内容等はガイドラインで検討
- ※ 医療計画において、新たな地域医療構想に即して、5疾病・6事業及び在 宅医療、医師確保、外来医療等に関する具体的な取組を定める。
- ※ 新たな地域医療構想においても、介護保険事業支援計画等の関係する計画 との整合性を図る。

新たな地域医療構想と医療計画の進め方(案)

参考:新たな地域医療構想等に 関する検討会 資料

- 新たな地域医療構想について、令和7年度に国でガイドラインを検討・策定し、都道府県において、まず令和8年度に地域の医療提供 体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定した上で、それを踏まえ、令和9~10年度に医療機関機能に着目した地 域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととしてはどうか。
- 新たな地域医療構想の内容について、基本的に第9次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等 に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、5疾病・6事業については、個別の事業の課題を第9次医療計画 に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に 向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。

2030 ~ 2024 2026 2027 2028 2025 2029 (令和7年度) (令和8年度) (令和9年度) (令和6年度) (令和10年度) (令和11年度) (令和12年度)

新たな地域医療構想の策定・取組

地域医療構想

新たな地域医療構想 の検討(国)

ガイドラインの 検討(国)

将来の方向性、 将来の病床数の 必要量の推計

医療機関機能に着目した地域 の医療機関の機能分化・連携 の協議、病床の機能分化・連 携の協議 等

国と都道府県の実務者協議(地域医療構想の策定 状況や医療計画の取組等に係る課題を国と都道府 県で共有)

5疾病・6事業

外来医療計画、医師確保計画、 在宅医療に関する事業

第8次医療計画(※)

※ 救命救急センターのあり方や周産期医療等、個別の事業の課題を第9 次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行う。

> 第9次計画の検 討(国)

第9次計画の作 成(都道府県)

第8次計画(前期)

第8次計画(後期)

第9次医療計画

第9次医療計画

報告等のガイドラ インの検討(国)

かかりつけ医機能 第8次計画(後期) |の検討(国)

第8次計画(後期) の作成(都道府県) 第9次計画の検 討(国)

第9次計画の作 成(都道府県)

かかりつけ医機能の確保に関する地域の協議(都道府県)

医療介護提供体制の課題整理/今後の対応方針の検討等

(案)

医療・介護の課題に係る地域の現状について 医療圏名 項目 課題・現状 救急 在字医療 働き方改革 その他(0000)

地域医療構想調整会議等における今後の協議の流れ

- ・ 必要病床数との差異の議論については、定量的基準の導入等により一旦区切りを付ける。
- ・ 今後は、各構想区域における医療介護提供体制に関する課題について、毎回、テーマを絞って協議を進める。
 - ※ 前半の会議では、救急医療提供体制等どの構想区域においても課題 となっているものを取りあげるが、今後は各構想区域の実情に応じて 優先度が高いものを中心に協議していく。
- → 左例のような一覧表により課題を取りまとめ、見える化する。

- ・上記課題に対して、今後の対応方針(案)に係る協議を進める。
- ※ より具体的な内容を詰めるため、<mark>必要に応じて部会を設置</mark>して、協議 を行う。

宇都宮構想区域:区域対応方針に基づく取組を実施

宇都宮構想区域以外:区域対応方針に相当する計画を策定し、取組を推進



令和8(2026)年度

- ・ 次期地域医療構想の策定
- ・課題の解決に向けた取組の検討、実施